

別紙

諮問第766号

答 申

1 審査会の結論

「開示請求者が提出した書類」外2件を開示とした決定並びに「私が平成〇年〇月〇日に〇〇警察署〇〇課に一筆書いて提出した書面を受領したことを、上司又は、〇〇警察署長に報告するための報告書」及び「平成〇年〇月〇日に、〇〇課に提出した、住所、名前、メールアドレス、電話番号を私が書いて提出した書面」について、不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「①私が平成〇年〇月〇日に〇〇警察署〇〇課に一筆書いて提出した書面 ②上記①を受領したことを、上司又は、〇〇警察署長に報告するための報告書 ③平成〇年〇月〇日に、同課に提出した顔写真又は全身写真、身分証のコピー、及び、住所、名前、メールアドレス、電話番号を私が書いて提出した書面」の開示請求に対し、警視総監が令和元年7月11日付けで行った開示決定及び非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定及び非開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月5日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年6月22日に実施機関から理由説明書を、同年8月6日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月22日（第152回第三部会）から同年9月21日（第154回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における文書の收受について

実施機関は、警視庁公文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号。以下「規程」という。）9条2項において、公文書の配布を受けた者は、公文書の收受等の業務を処理する文書管理総合システムに所要事項を登録して收受番号を取得した後、当該公文書に別記様式第2号の「受付印」を押印し、收受番号を記載して收受の経過を明らかにするものとする旨、定めている。

また、同条5項において、「收受番号は、暦年ごとの一連番号とする。」と定めている。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求のうち、「私が平成〇年〇月〇日に〇〇警察署〇〇課に一筆書いて提出した書面」（以下「本件開示請求1」という。）に対し、「開示請求者が提出した書類（平成〇年〇月〇日付けのもの）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を、「平成〇年〇月〇日に、同課に提出した顔写真又は全身写真、身分証のコピー」（以下「本件開示請求2」という。）に対し、「開示請求者を撮影した写真」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「自動車運転免許証の写し（開示請求者のもの）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）を特定して、それぞれ開示決定を行った。

続いて、本件開示請求のうち、「上記①（私が平成〇年〇月〇日に〇〇警察署〇〇課に一筆書いて提出した書面）を受領したことを、上司又は、〇〇警察署長に報告するための報告書」（以下「本件開示請求3」という。）に対しては、請求に係る保有個人情報が記録された公文書は作成しておらず存在しないとし、また、「平成〇年〇月〇日に、同課に提出した、住所、名前、メールアドレス、電話番号を私が書いて提出した書面」（以下「本件開示請求4」という。）に対し、請求に係る保有個人情報が記録された公文書は現に保有しておらず存在しないとして、それぞれ非

開示決定を行った。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示決定について、本件対象保有個人情報1は、平成〇年〇月〇日当日に作成した文書と大きく異なり、改ざんが認められるため、真正、真実の一筆文書を情報開示するよう求める旨、主張している。

これに対し実施機関は、本件対象保有個人情報1について、審査請求人が警視庁〇〇警察署〇〇課〇〇係に提出した文書であり、同文書は、規程の手續に則り、同係が受領日に收受番号（平成〇年〇月〇日付け〇〇収第〇〇号）を付して適正に收受、保管していたものであり、本件開示請求に対して、審査請求人の氏名、住所等から特定したもので、改ざんは認められず、その他に保有個人情報を保有していない旨、説明する。

そこで、審査会が規程について確認したところ、公文書の收受方法については、実施機関の説明するとおりに定められていた。

また、審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、手書きで作成された文書であり、その書面下部には規程で定められている受付印が押印されていた。その記載内容及び受付印内に記載された日付は審査請求人の氏名及び本件開示請求1の内容と一致していることから、当該情報が本件開示請求1に係る審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

これらのことを踏まえると、本件対象保有個人情報1の特定に係る実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求1について、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報1の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

また、実施機関は、本件開示請求に対して、審査請求人の氏名、住所等から本件対象保有個人情報2及び3を特定しており、その他に保有個人情報を保有していない旨、説明する。

審査会が本件対象保有個人情報2を見分したところ、特定の人物を撮影した写真を貼り付けた書面であり、審査請求人の氏名が記してあり、また、本件対象保有個人情報3を見分したところ、審査請求人名義の自動車運転免許証の表面を複写したものであることから、当該情報がいずれも本件開示請求2に係る審査請求人の保有

個人情報であることが認められた。

これらのことを踏まえると、本件対象保有個人情報2及び3の特定に係る実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求2について、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報2及び3の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

エ 本件開示請求3に係る非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求3について、どのような報告書が作成されたのか、真正、真実の情報を開示するよう求める旨、主張している。

これについて実施機関は、本件開示請求時に、審査請求人に請求の趣旨を確認したところ、実施機関が本件対象保有個人情報1を受領した場合、その收受について上司に報告するため、別途報告書を作成しているはずであるから、その報告書（以下「本件請求個人情報1」という。）の開示を求める旨であったと説明する。

実施機関は、通常、本件請求個人情報1に類する書類は作成しておらず、本件についても、〇〇警察署の警察官が本件請求個人情報1を作成しなければならなかった特段の事情もない旨、説明する。

審査会が検討したところ、本件対象保有個人情報1には、前記ウで述べたとおり、規程に定められている受付印が押印され、適正に保管されていたという状況に鑑みると、審査請求人が求める本件請求個人情報1によらず、本件対象保有個人情報1の收受手続を行っていたものであることから、本件請求個人情報1を作成していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件開示請求3に対して、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件開示請求4に係る非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求4について、平成〇年〇月〇日に警視庁〇〇警察署〇〇課の警察官に、審査請求人の個人情報を記載した紙（以下「本件請求個人情報2」という。）を提出したことは間違いないことから、真正、真実の公文書を情報開示するよう求める旨、主張している。

これに対し実施機関は、各種取扱い時の運用として、警察官が、被取扱者の氏名等を確認するため、白紙等を用いて被取扱者に氏名等を記入してもらうこともあるが、この場合、同白紙については、氏名等の確認後廃棄するものであり、公文書として取得し、保有するためのものではなく、本件請求個人情報2は、これと同様の取扱いをしている旨、説明する。

さらに、実施機関は、審査請求人に応じた〇〇警察署の警察官が、本件請求個人情報2を審査請求人から受け取った後、内容を確認して廃棄した事実について確認した旨、説明する。

そして、本件請求個人情報2を公文書として収受した場合には、規程に基づき、文書管理総合システムにより収受番号を取得することになっているが、当該システムにおいて確認した結果、本件請求個人情報2に係る収受番号を取得した記録はない旨、説明する。

審査会が規程を確認したところ、文書管理総合システムにより取得する収受番号については、暦年で一連番号とするよう定めており、当該システムを検索した結果、一連番号となる収受番号の中に、本件請求個人情報2に係る収受番号がないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

さらに、実施機関では、本件請求個人情報2について、提出を受けた警察官が、内容を確認後、廃棄したという事実を確認している。

これらのことを踏まえると、本件開示請求4に対し、本件請求個人情報2は現に保有しておらず存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求4に対して、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明